

UAE の新たな仲裁法 (2018 年連邦法第 6 号) が及ぼす影響

2019 年 3 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2019年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Amereller
www.amereller.com

(ドバイ・オフィス)
Tel: 971-4-332-9686

A M E R E L L E R

UAE の新たな仲裁法（2018 年連邦法第 6 号）が及ぼす影響

アラブ首長国連邦（以下、UAE）の新しい仲裁法（2018 年連邦法第 6 号、以下「UAE 仲裁法」という）が 2018 年 6 月 16 日に施行された。UAE 仲裁法は、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法（模範法）から着想を受けており、UAE 民事訴訟法の仲裁に関する章に取って代わった。UAE 仲裁法により、UAE 国内で実施される仲裁手続きに係る UAE の法制度が国際規範・基準に沿うものになった。それでもなお、仲裁条項を定める際に当事者が注意すべき点がある。

本レポートでは、UAE にかかわる契約において、仲裁条項に合意する前に慎重に考慮すべき重要な課題について検討し解説する。

適用範囲

UAE 仲裁法は、UAE 国内で実施される仲裁手続きに適用される。すなわち、仲裁の管轄機関を UAE とすることに両当事者が合意した場合、または、可能性は低いですが、UAE 国外で行われる仲裁手続きに UAE 連邦法を適用すると当事者間で合意があった場合のことをいう。

また、ニューヨーク条約やその他の外国における仲裁判断の執行に関する多国間条約に基づき、UAE 国内における外国仲裁判断の執行にも適用される。一例として、仲裁合意契約の有効性や、当事者間の紛争が仲裁に付託され得るか否かなどを判断するため、UAE 連邦裁判所が UAE 連邦法を適用することが考え得る。

UAE 仲裁法は、UAE に何らかのかたちに関連するすべての契約書に関係することが考えられる。ただし、ドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre（DIFC））または、アブダビ国際金融フリーゾーン（The Global Market Abu Dhabi（ADGM））で行われる仲裁は、いずれも UAE 国内のフリーゾーン当局の管轄として独自の仲裁法が存在するため、UAE 仲裁法は適用されない。

仲裁合意

仲裁条項は、当事者間における将来または既存の紛争を仲裁により解決することに対し、明確かつ確実な合意を含む必要がある。ICC、DIAC、DIFC-LCIA、DIS、CRCICA や、その他の近代的な仲裁機関の標準的な仲裁条項は、係る要件を満たしている。

UAE 連邦法が、一方の当事者が紛争解決方法を選択することを認める、いわゆる一方的または非対称的な仲裁条項を認めているかについては、完全には明らかではない。一方の当事者にのみ有利な任意の権利を与えることは、金融や一部の貿易取引契約では慣習的に行われており、例えば、金融取引契約における典型的な条項としては、「仲裁条項は、金融機関のみの利益のためである」と記されている。UAE の判例法では、当事者間の紛争に関する仲裁への合意は、「無条件」でなければならないとしており、これをもって、UAE 連邦法が一方的な仲裁条項を認めていないと解釈することが可能である。このことを念頭に、当事者は、契約書に一方的な仲裁条項を含める際には十分注意を払うべきである。

仲裁合意の形式

これまで、仲裁に関する合意は、両当事者により署名された公式な書面のみにより立証可能とされたため、実務上、当事者間で仲裁に関する合意がなされたかを証明することは困難であった。

新たな仲裁法により、旧法の公式な書面の要件が大幅に緩和され、とりわけ以下の要件にて、仲裁に関する合意がなされることが認められた。

(1) 電子メールまたは FAX を含む連絡の交換、(2) ほかの文書、モデル契約、または国際取引契約に含まれる仲裁に関する合意が、書面による契約にて言及されている、または(3) 一方の当事者によって開始された仲裁手続きについて、他方の当事者が異議申し立てをすることなく受け入れる場合。

仲裁合意締結の権限

契約の当事者は、契約を締結する法的能力を有していなければならず、そうでなければ係る契約は無効となる。このことは、仲裁合意の締結においても同様である。つまり、原則として、有効な契約を締結できる、いかなる自然人または法人も、仲裁合意を締結することができる。仲裁合意が、法的能力を持たない当事者により締結された場合、仲裁合意が無効であるとして仲裁手続きを中止するための手続きが開始された時に、もしくは仲裁手続きの最終段階に管轄裁判所が決定の認定と執行を拒否することが要求された時に、仲裁法（またはニューヨーク条約）の規定に依拠することができる可能性がある。

重要なこととして、UAE 連邦法は会社の代表者が、会社の代理で仲裁条項に合意するには特定の権限を有する必要があると定めている。そのような特定の権限について、会社の定款、株主総会の決議書、または委任状にて規定することができる。代表者がそのような特定の権限を有さず仲裁合意を締結した場合、仲裁合意が無効とみなされるリスクがある。ただし、UAE 連邦裁判所が、「表見代理」の原則を幾分か寛大に適用 — すなわち、一方の当事者の行為が、仲裁条項を含む契約に署名する権限を署名者が完全に有していたと、他方の当事者に信じ込ませ得る可能性があったと判断 — することで当事者を保護したという最近の事案はある。

限定的ではあるが、確実に保護するための一つの方法として、契約において、両当事者が仲裁合意を締結する権限を有することを確認する表明を入れることである。

なお、仲裁条項を含む契約を締結する UAE 連邦政府のいかなる省庁も、係る契約が「行政契約」に適するとする、UAE 閣僚委員会の事前承認を得なければならない。なお、ドバイをはじめとするいくつかの首長国においても同様の制限がある。

準拠法

仲裁法に基づき、当該紛争に適用される法律を当事者間で自由に選択することが可能である。しかし、仲裁手続きが UAE 国内で実施される、または、仲裁判断が UAE 国内で施行される場合には、当事者間で選択した法律は、UAE 連邦法やシャリーア（イスラム法）の強行規定を含む UAE の公共政策規則の対象となり得る。

UAE の公共政策規則や強行規定の例として、商事代理法、自国民株主の保護、利子、自国民雇用規制、そして工事請負契約における 10 年間賠償責任などが挙げられる。

仲裁手続きの開始および期限

仲裁手続きの開始は、手順の観点のみならず、申立提出期限を遵守するためにも、手続き上重要な工程である。時間を無駄にしないために、契約条項または該当する適用法、あるいはその両方に従って仲裁手続きを開始しなくてはならない。

UAE 連邦法は、仲裁の開始に関する規則について、契約において、または当該機関の制度規則（もしくは、仲裁条項自体に規定される規則）を通して、当事者間で変更することを認めている。一例として、ICC（国際商業会議所）仲裁規則の下では、仲裁手続きは ICC 仲裁裁判所事務局が申立書を受領した日に開始したものとみなす（仲裁申立書には、添付書類と共に、申し立てに至る紛争の性質および状況の記述、求める救済の内容、そして仲裁人の数ならびに選任等の事項を記載しなければならない）。

仲裁費用

いずれの当事者が費用を負担すべきかを当事者間で合意することができる。当事者に係る合意がない場合、仲裁法（第 46 条（1））に基づき、仲裁廷が仲裁費用の額および負担割合について命ずることができる。仲裁廷の慣行上、費用額は事案内容に追随するという原則が適用され、有利な判断を得た当事者に対して、両当事者による申立費用等の諸費用を含む仲裁費用が与えられる。

弁護士報酬の授与を認めることを当事者が希望する場合、仲裁合意で明示的に規定する、または、仲裁廷により弁護士報酬を与えることを決定できると規定する仲裁機関の規則を含めるべきである。